

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び予定数量

#### ア 名称

鳥取県警察本部庁舎受付業務に係る労働者派遣業務

#### イ 予定数量

派遣人数 2 人

1 人当たり 5,808 時間、合計 11,616 時間

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### (4) 履行場所

入札説明書による。

### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、本件業務に係る派遣労働者 1 人の就業時間 1 時間当たりの派遣料（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、本件調達は単価契約によるものであり、契約時の契約単価は消費税及び地方消費税を含まない金額とし、請求時に消費税及び地方消費税を加算するものとする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣の人材派遣に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 12 月 18 日（木）正午までに原則としてとっとり電子サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

### (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- (6) 過去5年間(公告日を起算日とする。)に、国、地方公共団体又はその他の公共団体が発注した労働者派遣を受注し、業務完了している実績を有する者であること。

なお、業務履行完了前であっても、1年間の継続的な業務の実施が認められる場合は、これに該当するものとみなす。

- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (8) 入札説明書別添「鳥取県警察本部庁舎受付業務に係る労働者派遣業務仕様書」の7の(4)に掲げる条件を満たす労働者を2名派遣できること。
- (9) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110(代)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

メールアドレス k\_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和7年12月12日(金)から同月17日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和8年1月29日(木)午前10時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月28日(水)午後5時までとする。)

#### イ 場所

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年12月25日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)のイの予定数量(11,616 時間)を乗じて得た額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (4) 手続における交渉の有無

無

##### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年12月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。